

平成 16 年度 第 4 回
規制改革・民間開放推進会議
会議後 宮内議長記者会見概要

日時：平成 16 年 8 月 3 日（火）11:25～12:00

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、よろしければ会見を始めます。

宮内議長 お待たせいたしました。

ただいま「第 4 回規制改革・民間開放推進会議」が終了いたしました。その模様をお伝え申し上げたいと思います。

まず最初に、お手元に既にお配りしてあるかと思いますが、当会議の中間とりまとめにつきまして、皆様方の御賛同を得まして、中間とりまとめができ上がったということでございます。

これにつきましては、今日の午後、内容の御説明を含めまして、ここにおります草刈、八代両主査ともども小泉総理のところへお持ちするという予定としております。

内容につきましては特に今日は触れないでおりますが、中間とりまとめが決定いたしましたので、各委員及び専門委員から、この中間とりまとめを作るに当たりましてのお一人おひとりの感想をお話しいただきました。この中で、たくさんのお考えが出たわけでありますけれども、大きなまとめとしましては、やはり官製市場というものを公と民間といいますか、官と私、こういうものを隔てていたものについて、その基本的な姿というものに初めて切り込んだものではないかと思えます。そういう意味では、歴史的といえますか、非常に大きな意味を持つ方向性が打ち出されたのではないかというふうな感想もございました。

しかし、もう一つは、この中間とりまとめは我々の考え方、あるべき姿を述べたのであって、実際の作業はこれからなんだという、非常に大きなテーマを取り上げたという感想です。

それから、討議の進め方につきまして、非常に多くの皆様方から、できる限り討議の内容、検討の内容を公開すべきだという強い意見が出てきております。当会議はほとんど公開、あるいは非公開の場合は、このような形でお話し申し上げておりますが、ワーキンググループごとの議論の内容もできるだけ公開すべきだという非常に強い意見が出されたと思えます。いずれにいたしましても、各委員からお話、感想をいただきました。

次に、別の議題でございまして、中間とりまとめ以降、秋以降は官製市場の民間開放という大きなテーマに絞ったものだけでなく、全ての分野、いわゆる各個別分野について検討をしていくという作業が加わります。

したがって、その作業の進め方につきまして、各主査が今考えておりますテーマ、

その進め方につきましてプレゼンテーションがございまして、これは住宅・土地・環境から国際経済連携まで、いわゆる経済活動全てに渡りますものを各主査がこれから他の委員と、例年のとおりでございますけれども、取り組んでいくわけでございますから、本年のテーマとして考えているものはどんなものかということにつきまして御披露があったということでございます。

あとは、先ほど金子大臣からご挨拶いただいたような内容で終わったわけでございます。どういたしましょうか、大ざっぱにはそういうことでございますが、まず、この中間とりまとめにつきまして皆様方の感想をちょうだいしたということで、特に印象に残る点等につきまして、草刈さん、八代さん、それから黒川さんからお話がございましたらと思いますが、一言ずつ、よろしく願います。

草刈主査 それでは、私からいいですか。

宮内議長 どうぞ。

草刈主査 今日、まとめたところで皆さんから御意見を伺った中で、ちょっと印象深かったことが2つあります。1つは、民間、それから官という対立軸みたいな格好です。戦後のしばらくの間、あるいはバブル経済のさなかまでといってもいいのかもしれませんが、その辺りまでのいわゆる官の指導というものの重要さというものは重々わかるけれども、その後の官を中心とする動き方というものがやはり時代に合わなくなっているわけで、言ってみれば、それを軌道修正して、もっと民に比重を移した経済活動、そして国民生活というものをやっていく、言ってみれば再調和というものをやっていくということがこれからの我々の仕事であります。それで、対立という言葉を使いましたけれども、対立ばかりしていても何にもならないわけで、やはり議論を重ねて、そして場合によっては非常にシビアな議論を通じて、それから、政治というもののリーダーシップも含めて、いわゆる再調和というか、再構築というか、官と民の役割の力点の再構築ということをやっていくというのが我々の仕事だということをおっしゃっている方が二、三おられまして、全く私も同感であります。それが1つ。

それから、もう1つは、これは我々の悩みでもあるんですが、情報公開という問題があって、悩みという意味は、どのように情報を、ただ公開するだけではしょうがないわけで、それをどのように国民の皆さんに理解をしてもらい、また皆さんのサポートを得ていくか。この点については、やはりまだまだ不足です。それから、我々の態度としてもぎりぎりまでできるものは全部公開をしていくということによって力を得るということも必要だというようなことをほとんど皆さんが言われておりまして、これについても私も同感でございます。

この2点をちょっと強く感じました。

宮内議長 それでは、八代さん。

八代主査 私の担当は市場化テスト、官民競争入札という新しい分野でございますが、この概念自体は必ずしも新しいものではなくて、今、まさにやられている郵政三事業とか、

道路公団改革なども基本的にこれと同じ考え方です。国や地方自治体がどこまで責任を分擔すべきか、あるいは、国の責任だとしてもそれを公務員でやらなければ本当にいけないものなのかどうか。むしろ公務員は、公務員にしかできないことに特化して、民間と協力をすることによって、より質の高い行政サービスをより低いコストでやっていくという考え方では共通する面もあるかと思えます。そういう意味で、郵政とか道路とかということ以外にも多くの官業が多くの問題を抱えているわけでありまして、それを横並びに詰めていこうというのが、この市場化テストの考え方でございます。

そんな意味で、いろいろこれからモデル事業とか多くのことが必要になってくるわけでありまして、やはり大事なものは、これまで官でやっているから安心できる、官でやっているから質がいいんだという一種の根拠のない思い込みみたいなものを廃して、そこはきちっと競争にさらすことによってより官の事業も効率的になるし、民に任せれば質の高いサービスができるという分野がどこまであるかということをチェックしていく作業を、これから進めたいということでございます。

宮内議長 黒川さん、どうぞ。

黒川委員 私のところは、私は鈴木議長代理の代役をしております、官業の民間開放というテーマの問題点のところでは、

6月から7月の1か月の間に全府省に、官業でのみ行われている様々な事業についてアンケートをとったということは前回お話ししましたが、そこで出てきたものについてどういう規制の根拠で国が、あるいは行政がやっているかということについての意見が出てまいりました。

私たちの考え方は、この6つの考え方としてまとめてございますけれども、意見の違ったものについては、この本報告書の別紙2のところでは既に各府省が、私たちはこう考えるという意見を載せてございます。

意見の違いになっていきますけれども、今日の会議の中でほぼ多くの方が、一つは各府省で横並びに公共性の担保のための規制の根拠としていろんなことをおっしゃられているんですが、それはある程度の違いがあるということが明確にわかるようになりましたということです。それが、きちんとした根拠として成立しているとは言い難いものがたくさんあるということ、私たちが方は認識しましたということです。もう一つの問題は、そういう意味では委員の方に共通の認識が生まれていて、公共性を担保するための規制の根拠というのに、概ねこういう考え方があるということ、これを理解したということです。それに対して多くの反論も生まれ、そこで議論する機会も生まれてきていて、再ヒアリングをするということも行われており、あちらの意見を集めるということについても、ある程度のところまでは進んでいます。

そのプロセスの中で官民が、議論の中で結果的には創造的なプロセスというんですか、これまではこれでいいんだと思込んでいたものが、つまり、いろんな考え方、途中のプロセスがあって、この法律がつくられた19世紀のドイツの環境のことを考えると、今の時

代にはふさわしくなくて、もう少し効率的に考えることができるようなものが幾らもあるではないかということが、ある程度認識されてきたということで、私たちの認識としては、だから大いに議論をし合って、その中でこれまでの官とか民とか、あるいは、その真ん中のプロセスは幾らでもあると思いますけれども、それを相対化して、いろんな制度があり得るということを認識しながら、最もいいものは何かということを探求していきましようという共通見解に至っているのではないかとこのように理解しております。

宮内議長 ありがとうございます。

3つの大きなテーマということでお話しいただきましたが、御質問いただく前に、お手元の資料の「中間とりまとめの概要」という資料2でございますけれども、これは今度の中間とりまとめをできるだけうまく、うまくできたかどうかわかりませんが、まとめたものでございます。こういう資料を御活用いただければと思うのでございますが、ここに書いてありますのは「民主導の経済社会の実現」ということを強く打ち出そうということでございまして、資料3に「中間とりまとめに当たって」ということで、私から「（議長談話）」ということで、この中間とりまとめをどのような考え方で出ささせていただいたかということができるだけ国民の皆様におわかりいただけるように書いた文章を付けさせていただきます。

要は、民主導の経済社会を実現することによりまして国民が本当に欲するような商品サービスが自由に選択できるようになる、あるいは効率的に提供されるようになる、消費者、あるいは利用者の目線で経済活動を行っていくということでございます。それには、日本はやはり官主導、あるいは官そのものの経済活動の部分は大き過ぎるのではないかと。民ができるものは民がやればいいのではないかと。この大き過ぎる官主導の経済、あるいは官製経済、官そのものの経済活動というものを、どういう形で民の効率性をそこに入れ込むか、あるいは民間にそれを取り戻していくにはどういうやり方がいいだろうかということで、とりあえず我々が考えましたのが、この中間とりまとめの中に書かれている考え方でございます。

812という一つひとつの官のやっている行政サービスというようなものを取り上げて、それを検証するというやり方。あるいは、市場化テストという新しい横断的なものを持ち出して、官のやっていることの是非、効率化と、そして民間と同一の土俵で競争して耐えられるかどうかという新しいやり方を持ち込んだこと。

あるいは、官が大きく絡んでいるといいますが、指導してきた官製市場の中で制度的な形になっている、医療とか、福祉とか、教育とか、農業とかいうものがありますけれども、そういう中の効率、あるいは規制というようなものを見直すことによって民主導の経済社会の実現へと進むのではないかと考えております。こういうことを、思いを込めまして、この「（議長談話）」という形でまとめさせていただいたものでございます。

それでは、後は御質問にお答えするという形で補足をさせていただきたいと思っております。

司会 それでは、御質問ありましたら順次お願いいたします。

記者 先ほどの金子大臣の挨拶の中で宮内さんが宿題を与えられたというような表現が出てきたかと思うんですけれども、あの宿題というのはどういう宿題なのですか。

宮内議長 宿題というのは、中間とりまとめは、やはり我々の思い、方向性というようなことを強くにじませているつもりでございますけれども。

失礼しました。これです。「規制改革推進3か年計画等のフォローアップ結果」と、要は今日の皆さんの意見の中で、過去、この規制改革の歴史の中で積み上げてきたものがどうなっているかということをも十分検証しないといけないという議論が出たのを受けまして、実はこういうすごいペーパーができております。これは過去の規制改革のボディーが、政府計画にいただいたものがどうなっているかということを書いているわけで、これは委員の皆様方に夏休みに勉強してください、これを読んでいただきますと、大体どういうサイクルで規制改革が動いてきたかということがわかるはずだと、皆さんにお願いしたわけでございます。失礼しました。

記者 関係府省からの反論といいますか、そういうのを拝見したんですけれども、かなり強引な感じというか、よくこういうことを言うなという印象を受けるんです。その辺、議長としてはどういうふうに御覧になっていきますか。

宮内議長 全く同意見であります。

これは、ここを読んでいただきますと、非常にそういう意味では、新しい考え方というのは私が見るところでは出てきていないです。何年来か議論をしていたことが、同じようなことが出ております。私どもは、そういう意味では議論の上でも完全に論破しているというふうに思うわけでありましてけれども、それを納得していただけない限りなかなか動かないというのが、この会議の持つ限界でございますから、その辺りも政治によく御理解をいただいて、政治的判断というようなものもお願いして突破しているということでない、この意見と当会議の意見、ちょっとかみ合わないです。このまま議論を進めていってもかみ合わない部分が極めて多いと思います。

八代さん、何か御意見ありますか。

八代主査 まさにかみ合わないことを示すということがこちらの役割でありまして、今、御質問いただいたように、いかに官庁の考え方というのが一方的かということをおわかっていただく。その官の論理を示すということが非常に当会議の重要なポイントではないかと思っております。ですから当然、今後、それについてもこちらの方でも反論を作って、どちらの考え方が正しいかを皆さんに判断していただくという作業を、勿論、一部進んでおりますが、更に徹底して詰めたいと思っております。

宮内議長 それは、小泉総理から、直接国民にわかるように対立点を浮き彫りにしろという御指示がありまして、そういう意味では、これは相当浮き彫りにできたのではないかというふうに思います。

記者 済みません、個別のテーマで伺いたいんですが、医療分野の混合診療のことなんですけれども、何点かお尋ねしたいんですけれども、社会保障給付費の増大については、

経済界の抑制を求める声があると思うんですけれども、混合診療の全面解禁というのは公的医療費の増大を招く可能性があると思うんですけれども、こちらの会議としてはそれは許容されるということになるのでしょうか。

草刈主査 公的ですか。

記者 医療費ですね。

草刈主査 要するに、公的医療費が増大するということですか、それが直接結び付くというのはどういうことですか。

自由診療という部分が、もうやってしまったら保険が効きませんよという話であって、それを認めると、それは保険が効いてしまう。だから増えるんだということでおっしゃっているんですか。

記者 そういう可能性があると思います。

草刈主査 それは可能性がないとは言えないけれども、しかし、そのことと利用者の立場に立って考えたときの不公平さというものとは全然別のものであって、それと医療保険をどういふふうな財政的な組み方をしていくかという問題は、また別の大きなテーマとしてあるわけですから、それは全然、我々としてはそこまで踏み込んで医療保険の財政的な問題にまで踏み込んで考えることもないし、それが大きな影響を及ぼすとはとても考えられないというのが私どもの意見です。もともと自由診療をやらなければ保険でカバーしているのですから、その分かかってしまうわけでしょう。ですから、そういう意味では、まずは私どもとしては、そこは全然議論の余地はないというふうに思っています。

記者 大きな影響はないということですか。

八代主査 ちょっと補足させていただきますと、今おっしゃったように、混合診療を認めると公的医療が増えるという見方は当然でございますが、逆に減るという見方もあります。

これは、混合診療がないときに患者が全くそれをあきらめているということと別な話で、セカンドベストの、言わば効率の悪い公的保険を使っている可能性は現にあるわけですし、また、お医者さんによれば、逆に公的保険の範囲に付け替えるといいますが、一種の違法行為をやむを得ずやっているというケースも事実上あるというふうに言われております。

その意味では、まさにこれは実証の問題でありまして、結果、必ず混合診療を認めれば公的医療費が増えるという結論というのは必ずしも確立できないと思います。これはお医者さんの間にもいろんな意見がございます。例えば、亀田病院の亀田院長は逆だというふうに考えておられまして、むしろ適切な混合診療をすることによって医療費の無駄を減らすことができる。その意味では、財政の問題と決して矛盾するものではないと我々は考えております。

記者 重ねてお尋ねしたいんですが、今、この一定水準以上の医療機関に認めたらどうかというふうに書かれているんですが、これはこちらの会議の考え方と将来的なイメージとしては混合診療をまず導入して、更に将来には、その治療なり薬剤について、いずれは保険適用をするんだという方向性なのでしょうか。

草刈主査 ちょっと誤解があるといけませんので。30 ページのところの「具体的施策」のア、イと書いてあるイのところのことですか。

記者 これは具体的に書いていただいているんですが、これは具体例ですね。例えばだと思っんですが、そうではなくて、30 ページの「平成 16 年度中に措置」と書いたところのアとイとありますけれども、「一定水準以上の医療機関において」というのがイに書いてあるんですが。

草刈主査 そのイですね。

記者 そうです。

草刈主査 これは読んでいただければわかると思いますが、いわゆる混合診療の対象のものといっても2つに分けて考えたいというふうに言っておりまして、31 ページのところをちょっと見ていただければわかると思うんですが、具体例のところの a で「専門医の間で効果が認知された新しい検査法、薬、治療法」、こういうものを対象にしたのが、このイというところに書いてあるもの。

それから、アというところに書いてあるものは、ここにも書いてありますが、「一連の診療行為の中で行う予防的措置、保険適用回数等に制限がある検査」「患者の価値観により左右される診療行為」「診療行為に付帯するサービス」と書いてありますが、これは 31 ページの表の b、c、d、この3つに当たるわけです。だから、医療として非常に問題になるというもの、問題になるというか、この紙の a というところに書いてある「新しい検査法、薬、治療法」というものと、それから、回数によって保険が効かなくなってしまうというようなもの、あるいはそこに書いてある c のところの、例えば乳がんの手術をした後の再建術を続けてやると保険が効かなくなるとか、そういうものとは異質だという捉え方をしている、b、c、d というものについては全面的に解除してしまいたいということです。それから、質の高いサービスを提供するとき、一定水準の医療機関というのはそれ以外の、この表の a というところに当たるものについて言っているわけで、新しい検査法、薬、治療法などを情報開示の原則の下で利用者が選んで、それで当該医療機関の判断で混合診療等を行うことを認めてくださいということです。だから、アについては一定水準の医療機関でなくても普通のところでできます。

だけれども、いわゆる危険というか、厚労省が言っているような意味での医療的に問題があるというものについては、一定水準以上の医療機関ということであっても構わないというか、そういうものでやるということ。去年からの流れでこういう言葉を使っているわけですが、そういうところで、この表の a という部分については、一定水準以上の医療機関において混合診療を解禁してくれという言い方をしているわけです。

記者 その a についてなんですけれども、一定水準以上というのは余り具体的には詰めていっしらないかもしれないんですけれども、そこである程度の、さっき危険という言葉をおっしゃったんですが、その有効性なりが検証された暁には、いずれは保険適用の方向ということなんですか。

草刈主査 最終的に保険適用になっていけば、それはそれでいいわけでしょうけれども、とりあえず保険適用でなくても、自己負担であっても認めるといふことですから、保険適用にどのようにもっていくかという観点からは全くここでは書いてありません。

記者 その過程の質問ですけれども、その保険適用に持っていくか否かの判断とか、あるいは、この一定水準以上の医療機関というのはどういう基準を設定するかというのは、これはどういうところで決めるべきだと思われませんか。

草刈主査 それは当然のことながら、厚労省が基準を示して、それを指定していく。それに対して議論があれば、更にそれについて我々の方と、こちら専門委員という方がいらっしゃるから、それとの間で話をしていって線引きをしていくということに具体的にはなると思っています。

ただ、それをどういう方法でどうやるというところまでの細かい議論はしておりませんが、御存じのとおり、これは去年からの流れで、一定の技術水準を持った医療機関という言葉が去年も使われておりますので、それをただ援用したということです。

記者 「平成 16 年度中に措置」ということですから、もうそんな将来のことではないということでお考えになっていらっしゃると思うので、一定水準というのが大体どのぐらいの水準をイメージされているんですか。

草刈主査 どのぐらいというのは、どういう意味ですか。

記者 例えば医療機関だといろんな種類がありますけれども、臨床研修をやっている病院とか、公的な病院とか、大学病院とか、その辺の議論はされているんですか。

草刈主査 そこまでの深い議論はしておりませんが、去年、大分議論をしておりますので、そのスタートとしては、そういうベースは厚生労働省との間のスタートの議論は、その延長線上上でできると思っておりますから、これからの議論だと思っております。

宮内議長 前会議の議論では、高度先進医療機関というのが既に作られていて、そして、そこに特定療養費制度というものをどんどん拡充していくから、これで混合診療は実現するんだというのが厚労省の考え方でずっと貫いてきたわけでありまして、我々は特定療養費制度というのが拡大するということについては特に異存はないわけでありまして、それだけが混合診療であるという考え方は、そうではないのではないかとということで、今、草刈さんがおっしゃった b、c、d という新しいものを付け加えたわけでありまして。そういう意味では、混合診療の範囲を厚労省とやり合っているというふうに御覧いただければいいと思います。

それから、今の御質問の、どこで誰がそれを決めるのかとか、それから、どれだけの範囲にするかということについては医療の内容によって、日本で 1 か所しか認められないというようなところは出るかもわからないし、もっと広く認められてもいいということも出るかもしれない。

それから、一般的に医療水準が上がっていけば、それが保険診療に組み込まれていくというのは長い流れでは当然の話であって、そこところは財政との兼ね合いで考えるとい

うのは厚労省のお仕事ではないかというふうに私どもは思います。

司会 他はよろしいでしょうか。

記者 済みません、先ほどおっしゃった首相からの対立点を浮き彫りにするようにという指示ですけれども、これはいつぐらいに、どの場であった指示かということと、それから、その対立点を浮き彫りにということ以外に併せてあった指示はどういった指示であったかという、その2つを伺えればと思うんですけれども。

宮内議長 この間、規制改革・民間開放推進本部の立ち上げの時で私ども一緒にミーティングをした時に、直接そういう御指示がございました。

それから、こういうお考えはもっと以前からも総理は持っておられたんです。とにかく、これは一般の民間企業の規制の問題でなく非常に制度的な問題なので、それが国民から見ると非常に見えにくいと。だから、対立点をはっきりしないとなかなか政治的にも動きにくいというお考えがあったのではないかと思います。事実、私どももそうだと思います。

司会 それでは、よろしいでしょうか。

記者 済みません、今日の午後、これを持って総理のところへ報告に行かれると思うんですが、去年、一昨年と比べて総理の規制改革に対する意欲といいますか、一部で熱意がちょっと薄れているのではないかという指摘もあると思うんですが、宮内さんから御覧になってどう思われますか。

宮内議長 私は全然そうは思っておりません。

私も長い間規制改革をやってきているんですけれども、実はだんだん取り上げるテーマが大きくなっているんです。それで大きくなって、恐らく非常に政治的判断を要する問題、社会制度になっている、あるいはこれは官業であると、誰もが疑わないというようなところを、今までそういうものはテーマにならなかったのではないかとされるものを取り上げてきている。そういう意味では、だんだんと政治の力、それから非常に大きな決断というものをお願いしないといけない場面が出てくると思います。そういう意味では、これまで以上に非常に熱意を持ってやっていただかない限り、これはなかなか動きにくいし、その熱意が私ども、何か冷めたというような感じは全く受けていないです。やるんだということを最近でもおっしゃっていただいております。

司会 ありがとうございます。

それでは、会見はこの辺で終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。